

資格取得届・資格喪失届の提出

3月・4月は、採用や退職等による人事異動が多い時期です。従業員を**採用**または従業員が**退職(死亡)**したとき等は、事業主は、年金事務所または健康保険組合に、「被保険者資格取得届」および「被保険者資格喪失届」の提出をお願いします。

従業員を採用したとき 被保険者資格取得届

従業員の資格取得日から**5日以内**に提出してください。資格取得日とは、**事実上の使用関係が発生した日**です。試用期間であっても報酬を支払う等の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

資格取得日が60日以上さかのぼる場合には、事実確認のため、賃金台帳および出勤簿の写しの添付が必要です。

重要



- 「被保険者資格取得届」に記入した内容(基礎年金番号・氏名・生年月日等)について、事業主が、**従業員の年金手帳等と照合・確認**した場合は、**年金手帳等の添付は省略**できます。
- 従業員(被保険者)に**扶養する家族**がいる場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」をあわせて提出してください。
- 厚生年金保険に加入していたことがある**70歳以上の従業員**を採用した場合は、「厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」をあわせて提出してください。

従業員が退職(死亡)したとき 被保険者資格喪失届

従業員の資格喪失日から**5日以内**に提出してください。資格喪失日とは、**退職(死亡)日の翌日**です。退職(死亡)した年月日を、備考欄に記入してください。月の末日に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となります。

資格喪失日が60日以上さかのぼる場合には、事実確認のため、賃金台帳および出勤簿の写しの添付が必要です。

重要



- 退職(死亡)した従業員とその扶養家族(被扶養者)**の健康保険被保険者証を必ず添付してください。紛失等により添付(返納)できない場合は、「被保険者資格喪失届」に**理由を記入**するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付します。**高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証**等の交付を受けている場合も同様です。
- 60歳未満で退職**した場合は、**国民年金の加入手続き**が必要です。退職日の翌日から14日以内に、年金手帳等を持参のうえ、お住まいの市区町村または年金事務所ですてしてください。

資格取得届・資格喪失届に関する詳しい内容は、日本年金機構のホームページをご参照ください。

日本年金機構のホームページ ⇒ 事業主の方 ⇒ シーン別手続き案内 ⇒ 従業員に関する手続き

資格取得届および資格喪失届のほかにも、従業員に関する主な手続きについて、日本年金機構のホームページに掲載しています。ぜひご利用ください。

- 住所や氏名を変更(被扶養配偶者も含む)したとき
- 生年月日訂正の申出があったとき
- 報酬月額の変更を行うとき
- 賞与を支給したとき
- 産前産後休業を取得したとき
- 年金手帳を再交付するとき
- 海外勤務または海外から国内勤務となったとき など

神奈川支部の保険料率が変わります!

協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率は、平成31年3月分(4月納付分)より従前の9.93%から9.91%に引き下げとなります。

また、介護保険料率につきましては、平成31年3月分(4月納付分)より従前の1.57%から1.73%に引き上げとなります。

加入者・事業主のみなさまには、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



現行 9.93% → 健康保険料率【神奈川支部】 → 平成31年3月分(4月納付分)から **9.91%**

現行 1.57% → 介護保険料率【全国一律】 → 平成31年3月分(4月納付分)から **1.73%**

- ◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆賞与については、3月1日支給分から変更後の保険料率が適用されます。

考えていますか? 退職後の健康保険

退職後は、日を空けずに新しい会社の健康保険に加入する場合を除き、**1協会けんぽの任意継続保険** **2国民健康保険** **3ご家族の健康保険の被扶養者の3つの保険のいずれかに加入**することが必要です。

保険料などを比較のうえ、選択された健康保険への加入手続きをお取りください。

加入先	1 協会けんぽの任意継続保険	2 国民健康保険	3 ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日まで継続して 2カ月以上 の加入期間が必要 ・退職日の翌日(資格喪失日)から 20日以内 に手続きすること(必着)	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	扶養の条件を満たしているか、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	在職中の被保険者と事業主の折半とは異なり、 全額が自己負担 となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 退職時の標準報酬月額 × 都道府県支部(住所地)の保険料率 (上限30万円) </div> ※平成31年3月までの上限額は28万円です。 ※都道府県毎に保険料率が異なります。	・加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 ・お住まいの市区町村により保険料が異なります。減免制度もありますので、各市区町村にお問い合わせください。	被扶養者としての保険料負担はありません。

任意継続加入の手続き

- ◆「任意継続被保険者資格取得申出書」をお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へご郵送ください。
- ◆保険証の発行は、**協会けんぽでの申出書の審査と事業所が日本年金機構へ提出した資格喪失届の処理の両方が完了してから**となります。(なお、保険証の窓口交付は行っておりません。)

今まで大事に使って来てありがとう

加入者のみなさまが保険証を使用できるのは、**従業員である方の退職日まで**です!
退職後はお勤めしていた事業所にご返却をお願いします。

